

奈良市修学旅行支援補助金交付要領

事業の概要

奈良市では、観光客の少ない冬季（1月～2月）に、奈良市内で宿泊及び体験学習・見学を伴う修学旅行を実施される学校又は当該学校から委任を受けた旅行会社に対し、修学旅行に係る費用の一部を補助します。

補助対象となる事業

以下の条件をすべて満たすもの

(1) 対象校

奈良県外の学校

（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校高等課程 等）

(2) 行程要件

奈良市内で1泊以上宿泊し、かつ市内で体験学習又は見学を実施すること

(3) 出発日要件

出発日が、申請日時点から2年を経過する日の属する年度までの間における、各年度の1月1日から2月末日までの期間に設定されていること。ただし、補助対象となる出発日は令和10年度以降とします

<例>

・令和8年6月申請

→ 令和10年度（令和11年）1月～2月出発

・令和9年6月申請

→ 令和10年度（令和11年）1月～2月出発

令和11年度（令和12年）1月～2月出発

・令和10年6月申請

→ 令和10年度（令和11年）1月～2月出発

令和11年度（令和12年）1月～2月出発

令和12年度（令和13年）1月～2月出発

補助金額（上限額）

児童・生徒1人につき、1泊あたり最大3,000円（税抜）を補助します。

※引率教職員及び添乗員は対象外です。

補助対象経費（税抜）	上限額（1人1泊あたり）
①体験・見学費 ②宿泊費 ③旅行会社手数料	合計3,000円 （うち、うち③旅行会社手数料については300円まで）

「体験・見学費」の対象範囲

奈良市内の施設又は事業者に対して支払う、学習目的の見学・体験に係る費用が対象です。

<対象となる例>

伝統文化・工芸体験

(墨・筆づくり、赤膚焼体験、写経、座禅、和菓子づくり体験 等)

施設の見学・拝観料

(社寺の拝観料、博物館・美術館の入館料 等)

学習支援・ガイド料

(ボランティアガイド案内料、法話料、学習プログラム参加費 等)

<対象外となる例>

奈良市外で発生した費用

交通費 (バス、タクシー、鉄道 等)

飲食費

物品購入費 (土産、鹿せんべい 等)

遊興又は娯楽を主たる目的とする施設への入場料 等

手続きの流れ (必要書類)

<交付申請時> (出発日の 10 日前まで)

ア 補助金等交付申請書

イ 暴力団排除に関する誓約書

ウ 実施予定の修学旅行に係る行程表

エ 旅行代金見積書

※参加予定の参加者数及び 1 人あたり単価が確認できるもの

オ 旅行会社が補助金の申請を行うことについて学校が同意したことを証する書類

(旅行事業者が申請する場合のみ)

<変更・中止時>

ア 補助事業変更・中止 (廃止) 承認申請書

<事業の完了報告時> (終了後 30 日以内)

ア 補助事業等実績報告書

イ 振込先口座の通帳又はインターネット画面の写し

ウ 補助対象経費の領収書その他支出を証明する書類

※実際の参加者数及び宿泊費、体験・見学費等の補助対象経費の内訳が確認できるもの

※旅行会社が申請者となる場合は、学校からの入金を確認できる書類 (振込明細書等) が対象とな

ります。

なお、参加者とは、実際に奈良市内で宿泊した児童・生徒をいいます。

(当日欠席した者や、宿泊に至らず途中で帰宅した者は参加者に含まれません。)

注意事項

(1) 消費税について

補助対象経費は税抜金額により算定します。

(2) 補助金の支払先について

申請後に申請者及び支払先を変更することはできません。出発年度の 2 年度前から申請可能であることを踏まえ、学校又は旅行事業者のいずれが申請者となるか、あらかじめ十分にご確認ください。